

申しました!

議長から諮問された議会改革について、議会改革検討委員会において審議を重ね、答申しました。

答申書

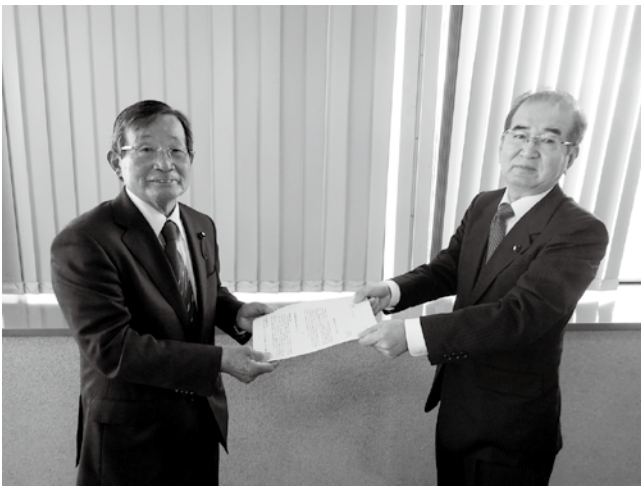
1 伊奈町議会基本条例の運用について

① 傍聴環境の整備

伊奈町議会基本条例（以下「条例」という。）第2条には「開かれた議会及び町民参加を不断に推進する議会を目標として活動する」と規定している。そのため、「町民の傍聴の意欲を高める」ことや「傍聴者に配慮」することと

している。

開かれた議会を目指すし、町民の議会に対する関心を高めるには、議会の生の様子を知ってもらうことが肝要である。そのためには、町民誰もが気軽に傍聴ができる環境を常に整えておく必要がある。特に、聴覚障がい者や車いすの方、また子ども同伴の方なども傍聴



委員長(右)より議長(左)に答申しました

② 自由討議運用の見直し

が可能なように環境を整備する必要がある。

条例第10条に位置づけられている自由討議

については、議員間の自由討議実施要綱（平成25年12月11日議会運営委員会決定）に基づき、質疑の後、討論の前に行われている。また、所要綱では、議長及び委員長または議員（委員）からの提案により行うと規定されているが、これまで議長又は委員長から自由討議の発言を促す方法で運用されてきた。しかしながら、議案に対する討議は、質疑及び討論により充足されてしまうことから、その他の自由討議としての発言は、ほとんどなされないのが現状である。

議員間における自由闊達な討議については、議案の内容にとらわれることなく行われることが望ましい。また、本会議において議案に直

接関係しない討議をする

ことはなじまないと思われるため、自由討議については当面、委員会のみとし、委員長

又は委員からの提案に基づき行うことが適当である。

③ 事務局体制の充実

議会及び議員が政策

立案機能を高めるには、事務局の支援も必要となるが、現行の3名では限界がある。事務局体制を充実強化するためには、執行部に対し職員の増強について強く要請すべきである。

④ 議員研修の充実

議会及び議員の政策形成・立案能力を高めるため、庁舎内で行えるよう町議会独自の議員研修を企画し、議員共通のテーマにより行うべきである。

また、議員個々の見識を広めるためには、他市町村の視察だけではなく、他議会との交流の機会を設け、情報交換や意見交換を行う

ことも有効と考える。

⑤ 政務活動費の増額と使途基準の見直し

議員が住民の負託にこたえていくためには、政務活動に必要な経費の増額が望まれる。また、より透明性を高めるためには、政務調査費の使途基準（内規）を改め、新たに政務活動費としての詳細にわたる使途基準を作成すべきである。

⑥ 議員報酬の検討

議員報酬が低額なため生活が困難であるなどの理由から、若い議員のなり手がいないという意見が町民からも寄せられている。議会を活性化するためには、若い議員の参入も欠かせないため、今後は、県内町村議会との均衡も見ながら、議員報酬について検討していく必要がある。

2 議会広報のあり方について

議会広報については、条例第11条に「多くの

議会改革について答

町民が議会及び町政に関心をもつよう議会広報活動の充実強化を図る」と規定している。

議会広報の手段としては、現行の「議会だより」等に限らず、情報通信技術の発達による多様な方法も考えられる。現行の広報のあり方を見直すとともに、次のような効果的な手段を取り入れながら、議会広報の充実を図るべきである。

① SNS (Facebook 等) の活用

SNSを活用して情報発信することにより、パソコンに限らず、タブレットやスマートフォンからも気軽にアクセスでき、議会情報が閲覧できるようにする。特に、議会に対する若年層の関心を高めるためには、有効であると考えられる。

② 定例会の動画配信

インターネットを活用し本会議を動画配信

することで、役場に来庁して、直接議会を傍聴しなくても本会議の様子がわかるとともに、会議録や議会だよりなどの文字だけではなく、映像というビジュアルの活用により議会への関心と理解がより深まることが期待できる。

③ 小中学生の議会見学の実施

近年、選挙の投票率の低下が懸念されている。特に若年層の投票率の低さが顕著である。また、選挙権年齢の引き下げなど選挙環境も変化している。そのため、議会見学会などを実施することにより、小中学生の時期から、議会や政治に対する関心を高める必要がある。

④ 手話通訳の実施

本会議の動画配信を行う際は、手話通訳などを取り入れ、障がい者にも配慮した工夫を講じることが必要である。

⑤ 議会のホームページのリニューアル

現在の議会ホームページは、レイアウトがマンネリ化しつつある。現状では、議会情報発信の重要なツールの一つでもあるため、レイアウトをより人目の引く見やすいものとし、情報量も充実すべきである。

⑥ 議会報告会の見直し

議会報告会については、過去3回を3会場で同時開催としていたが、本委員会による中間報告等により年1回同一会場で開催することとなり、今年度は平成27年11月21日に総合センターにおいて開催されたところである。新たな試みとして「知って得するコーナー」を取り入れて実施した。

今年度は、改選後の暫定的な方法となったが、今後は改めて開催方法の検討が必要である。また、後述の広報委員会が設置された場合には、当該委員会において検討することが望ましい。

⑦ 議会だよりの充実

町民に、より親しみを持って読んでもらうためには、表紙を毎回カラーにしたりページを増やすなど、内容を充実する必要がある。

⑧ 議会広報委員会(仮称)の設置(議会だより編集委員会のあり方)

以上のように議会広報活動を充実していくことは必要であるが、現行の議会だより編集委員会がこれを請け負うことは非常に困難であると考える。議会広報活動を効果的に展開していくためには、これらを総合的かつ積極的に進める新たな組織を設置すべきである。

3 その他の議会改革に関することについて

① 議案配付時期の前倒し

現在、議案の配付は招集日の3日前(告示

日)となっているが、議案の検討に時間を要するため、配付を早めてもらうよう執行部に要望すべきである。

② タブレットの導入

議会等のペーパーレス化、会議中における調査検索等に有効であるため、今後は携帯端末タブレットの導入を検討すべきである。

議場内におけるパソコン・スマートフォン等の活用要望もあるが、タブレットを導入することにより、質問の際のパネルや資料の活用についても充足される。

議会改革検討委員会

委員長	上野 克也
副委員長	栗原 恵子
委員	戸張 光枝
	藤原 義春
	中原 敦子
	齋藤 照夫
	加藤 利明
	水上 邦雄